

長野県地域防災計画

原子力災害対策編

令和元年度修正（案）

（令和2年3月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="460 275 988 306">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="181 321 507 352">1 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="201 411 1279 485">なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和元年7月3日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p data-bbox="1656 275 2184 306">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="1377 321 1703 352">1 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="1397 411 2475 485">なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 平成30年10月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p data-bbox="2525 411 2644 443">時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考														
<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>(1) 県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。(環境部、危機管理部)</p> <p>2 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>(1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。(農政部、林務部)</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="210 940 1273 1171"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針(令和元年7月3日)」より)</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>(1) 県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。(環境部、危機管理部)</p> <p>2 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>(1) 県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。(農政部、林務部)</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1403 940 2466 1171"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針(平成30年10月1日)」より)</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>時点修正</p>
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	300 ベクレル/キログラム															
牛乳・乳製品																
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム															
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	300 ベクレル/キログラム															
牛乳・乳製品																
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム															

--	--	--